

第 3 2 号議案

豊川市空家等対策協議会条例及び豊川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

豊川市空家等対策協議会条例及び豊川市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市空家等対策協議会条例及び豊川市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

(豊川市空家等対策協議会条例の一部改正)

第 1 条 豊川市空家等対策協議会条例（平成 3 0 年豊川市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。） <u>第 8 条第 1 項</u> の規定に基づき、豊川市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。	(設置) 第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。） <u>第 7 条第 1 項</u> の規定に基づき、豊川市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(豊川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 豊川市空家等の適切な管理に関する条例（令和 2 年豊川市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公表) 第 5 条 市長は、 <u>法第22条第 3 項</u> の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由がなくて当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。 (1)～(4) (略) 2 (略)	(公表) 第 5 条 市長は、 <u>法第14条第 3 項</u> の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由がなくて当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。 (1)～(4) (略) 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。